

## 様式第3号(第12条関係)

## 会 議 録

会 議 の 名 称	吉川市障がい者差別解消支援地域協議会
開 催 日 時	令和7年2月20日(木) 午後 6時30分から 午後 8時00分まで
開 催 場 所	市役所304、305会議室
出席委員(者)氏名	朝日委員、森山委員、星座委員、岡田委員 互委員、清水委員、天野委員、伴委員
欠席委員(者)氏名	許斐委員、古野委員、菊地委員、池本委員
担当課職員職氏名	程田課長、高橋係長、薄田主査、鈴木主任
会議次第と会議の公開又は非公開の別	1 開 会 2 あいさつ 3 議 事 (1) 障がい者差別解消に資する市の取組について (2) 障がい者差別解消に関わる相談について 4 その他 5 閉 会  会議は公開とする
非公開の理由 (会議を非公開にした場合)	
傍聴者の数	0名
会議資料の名称	・次第 ・委員名簿 ・設置要綱 ・障がい者差別の解消に資する市の取組について 資料1 ・障がい者の差別解消に関わる相談について 資料2 ・広報よしかわ12月号(障害者週間の特集記事抜粋) 資料3
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	互委員、清水委員
その他の必要事項	なし

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)

1 開会

2 あいさつ

星座副会長

昨日、緊急で入院をしなければならなければならない方の支援をした中で「私たち一般市民からしたら精神科の病院は牢屋だ」という言葉を聞きショックを受けた。一般市民と言うが、障がいがあって今回入院する方も市民であり、やっぱりまだまだそういう気持ちがあるのか、色々とやらなければならないことが多いなと思った。本日の取組や事例から忌憚ない意見をいただいて、そういうことが起こらない社会を目指していきたいと思う。

3 議事

(1) 障がい者差別の解消に資する市の取組について

資料1

1. 障がい者差別の解消に資する市の取組について

- (1) 令和6年度の主な取組
- (2) 令和7年度の取組予定

(資料を基に説明)

(質疑応答)

事務局

岡田委員

合理的配慮の義務化について、どのような機会にその配慮や周知をしてきたか。

また、様々な機会のアンケートにおいて、障害者差別解消に関わるような意識の変化を捉えたものがあったか。

事務局

合理的配慮について、ホームページの周知ということで説明したが、周知の方法や手段についての質問ということか。

岡田委員

質問を少し変える。障がい者差別解消に資する市の取組における事業の際、参加者に対して合理的配慮について特段説明や周知の機会を設けていたか。

事務局

合理的配慮の周知については、小学生向けのあいサポートキッズ講習会を除いた今年度の全てのあいサポート研修の中で、障害者差別解消法の改正に伴って合理的配慮が民間事業所にも義務化された旨について、特出しで説明をした。また、広報よしかわ12月号でお知らせをした。

アンケートについては、令和5年度に第5次吉川市障がい者計画を策定した時に障がい者の方々に取らせていただいた。その中で障がい者が差別についてどう思っているかを質問したとこ

	<p>ろ、徐々に理解をしてもらっている状況ではあるが、まだまだ理解が足りないと回答をいただいている。</p>
岡田委員	<p>計画の策定時等に意識が変わっていくことを捉えているという理解でよいか。</p>
事務局	<p>よい。障がい者差別や偏見の項目について、差別や偏見があると感じている方は40%ほどいる。特に感じることはないという方も40%ほどいる。理解が深まってきていると言いつつも、差別や偏見を感じている障がい当事者の方が多いと感じている。</p>
森山委員	<p>11月17日の市民まつりで披露した手話歌はなんという歌か。</p>
事務局	<p>中曽根小の子どもたちが自分たちで言葉を集めて歌にしたもので、独自の歌である。作曲は別の方だが、作詞は子どもたちである。</p>
森山委員	<p>11月30日にボッチャやカーレットを行ったとあるが、カーレットはどういったものか。</p>
事務局	<p>カーレットは別名卓上カーリングと呼ばれるもので、真ん中の的に向けてカーリングのような形で、重しのようなものを集めるものである。体験会では1対1、2対2、4対4等自由な形で行ったところである。</p>
森山委員	<p>2月15日の第1回グループホーム交流会はどこで開催したか。</p>
事務局	<p>中央公民館で開催した。</p>
森山委員	<p>事業所はどれくらい参加したか。</p>
事務局	<p>市内の事業所全部、39名の利用者の方が参加した。また、今までグループホームのことをよく知らなかった、お子さんの今後を検討されている市民の方が20人前後参加されていた。</p>
森山委員	<p>交流会の周知はどのように行ったか。</p>
事務局	<p>ホームページや広報への掲載、ちらし配布を行った。</p>
森山委員	<p>あいサポート研修のうち、メッセージ研修は今年度は行わなかったか。</p>
事務局	<p>2月17日に第3回あいサポート研修と同日に開催する予定だったが、受講希望者なしのため未実施となった。</p>
森山委員	<p>令和6年度の障がい者就労促進支援金の交付実績について、申請があったものは全て交付されたという理解でよいか。</p>

事務局	よい。申請があった方については、企業で就労体験をし、申請どおり支払している。
森山委員	交付額については上限や予算はあるのか。
事務局	ある。就労応援金は、障がい当事者の方に支払うもので、1人につき千円／日×5日間＝計5千円の上限がある。実習協力金は受け入れ企業に支払うもので、5千円／日×5日間＝計2万5千円の上限がある。就労初期支援は、雇用を継続してもらうために福祉の事業所に支払うもので、2時間で4千円など段階的になっており、月に4回までとなっている。予算は80万円程度確保している。
互委員	8月25日に行われた合同就職説明会について、採用となった障がい者3名はどのような障がいがある方か、またどのような業種の企業とマッチングしたか。
事務局	商工課が主となって開催しているため詳細は不明だが、障がいの面接ブースが10ブースほどあり、雇用につながった方が3名いると聞いている。
朝日会長	就労促進支援について、実習がどれだけ就職に結びついたかが効果を確認する上で重要だと思うが、対象になった方がどのような状況になったか、また、受け入れた企業がどのような取り扱いになったか。
事務局	令和5年度については7件程度の実績があり、7割程度の方が就職に繋がったり、実習を使わずに雇用に至ってそこに就労支援を当てたところ。実績でいうと精神障がいのある方はなかなか継続が難しいというのが実態。そのような中でも続いている方も、少なくはなるがいます。
朝日会長	<p>全てが就職に結びつく必要はないとは思っている。実習を通して長い目で見た時の職業生活のきっかけになればいいと思う。企業についても実習を通して障がいのある方と一緒に働いたり、受け入れるという点で経験を積んでいくことが大事なので、有効に活用されるといいと思う。</p> <p>初期就労、初期支援は定着支援と言われるところ。その中で対象にならない方にきちんと焦点を当てて、ノブくんスマイル基金を用いて展開していく特色はとても大事だと思うので、数もさることながら質の担保を期待したい。</p>
星座副会長	<p>就労支援センター等をしており実習協力金や就労初期支援を使うことがあるが、実習協力をお願いをする企業については、基本的には就職を前提とした形をお願いすることがほとんどであるため、実習だけで終わるようなところをお願いすることはない。</p> <p>今年度、商工会の方々と協力して、障がいのある方のスリー</p>

事務局	<p>デイズという形で、市内の事業所で3日間働く体験をさせていただいた。今まで障がいを持った方を雇用してないところに、障がいのある方を受け入れてみるという、1番最初の対面のようなことができ利用者の方にも好評だったので、このような協力金があるのは有難い。</p> <p>聴覚障がいのある方が緊急時個人のスマートフォンを使用した遠隔手話通訳の利用を可能にするとはどういうことか。</p> <p>元々手話通訳の派遣事業に登録をしている聴覚障がい者の方が遠隔手話通訳を契約すると、聴覚障がい者の方のスマートフォンも一緒に登録する。その登録したスマートフォンであれば、急に倒れて救急車を呼びたい時や事故にあってしまっ警察が来ることになった時の対応など、緊急時のみ個人のスマートフォンで遠隔手話ができるというものになっている。</p> <p><b>(2) 障がい者の差別解消に関わる相談について</b></p> <p><b>資料2</b> 障がい者の差別解消に関わる相談について</p>
事務局	<p>(資料を基に説明)</p> <p>(質疑応答)</p>
互委員	<p>事例1について、聴覚障がい者の方の商業施設での面接の際、手話通訳者の派遣を要請した件について、障がい者就労促進支援金を当てることは可能なのか。</p>
事務局	<p>事例1は就労のための面接ではなく、障がいの方の団体を商業施設で表彰するための面談をしたいという連絡が、商業施設から障がい者団体の代表の方にあった。開催するのは商業施設のため、商業施設の方で手話通訳者を配置してほしいという願いをしたが、手話通訳者は配置できないと言われたため、市に相談があった。</p>
互委員	<p>就職面接だった場合は、支援金を使うことはできるのか。</p>
事務局	<p>支援金を使うというより、聴覚障がい者の方が派遣事務局に連絡をして、個人で手話通訳者をお願いすることができる。</p>
互委員	<p>それは費用はかからないのか。</p>
事務局	<p>その費用については、市で後で補助するという形である。</p>
森山委員	<p>その面接の際に先ほど出た遠隔手話通訳の利用はできないか。</p>

事務局	遠隔手話通訳はこれから契約をするが、基本的には市役所内のみの利用である。市役所に手続きで聴覚障がいの方が来た際には遠隔で手話通訳ができるが、市役所外では利用することはできない。また、個人で利用できるのは緊急時のみである。
朝日会長	資料2の相談事例は令和6年度の相談全てか、代表的なものか。
事務局	全てである。
朝日会長	事例2について、一般企業からクレームがあった場合に、一般企業にB型事業所の目的や利用者の方の特徴、特性を理解してもらおうということがまず必要だと考える。差別解消という枠組みで考えたときに一般企業からのクレームにどのように向き合っていたかというのがとても大事だと思うがいかがか。
事務局	クレームが来た時点でB型事業所が障がいの特性等の説明と理解を求めるために一般企業に伺ったが、門前払いされてしまったとのこと。クレームの対象となった利用者の方が常に大声を出して階段を上り下りするような行動等があったことで、階下の一般企業の職員が怖がってしまう状況に陥ってしまったと聞いている。今は取り合ってもらえないので、まずは利用者さんがきちんと通えるような支援をしてから、理解を求めるような形を取っていきこうということで支援会議を開催した。
朝日会長	利用者の方が支援を受けて落ち着いた段階で、市も関与して一般企業に説明をしていくことが差別解消の本質じゃないかと思うが、この事例だけ見ると結局障がいのある方側が諦めるということになることになり、どうかと思うがいかがか。
事務局	今ちょうど支援をしているところでこれからである。
星座副会長	福祉関連の事業をやっている方からすると、正直なところ下の階への影響を配慮して2階はやめておこうという意識があったりする。一般企業が後から入ったのか先にいたのかによっても話は変わってくる。 障がいのある方が就労継続支援B型事業所というところに通っている、ということ落ち着いたところで一般企業に説明できるとよいかと思う。
森山委員	前年度の相談件数は何件か。
事務局	全庁的な照会は今年度が初めてで、今までは個別に相談を受けていたため正確な数字はわからないが、年に1、2件程度。それとは別に担当部署で対応していた例もあると思う。
岡田委員	これらの相談事例について、行政の立場としてどのような分類、処理をして、どのような結果になったのかが見えてこな

事務局	<p>い。事例1について、実際は違うということだったが、本当の面接だったとするなら不当な差別に該当する可能性があると思う。調査をして、事業者に対して指導や助言をしていくのが行政としてのあり方であると思うので、そこまで踏み込んだ形の資料やまとめが必要だと感じた。</p> <p>9件の事例があるが、今回調査をして初めて把握したものもある。分類はしていないが、調査の回答を見て、障がい福祉課以外の事例はそれぞれ業務の中で対応しているところで、建設的にお互いが理解した上で対応できたと思っている。</p> <p>事例1については、何度か企業とやり取りをして、合理的配慮という形で面談の際手話通訳者を派遣できないかと伝えたが、企業も本部と相談したが難しいと返答をいただいたところ。今回は、面談形式ではなく書類上の調査でも対応可能というところで報告させていただいた。何度か求めてもどうしても対応してくれないところについては、市としても県や国に報告して、国としても監督する立場から助言や指導が入ると思う。</p>
岡田委員	<p>資料の作り方として、相談内容を分類をした上で、差別解消にあたるのであればどういう措置をしたかを整理して記載した方がわかりやすいと思うので、提案させていただく。</p>
事務局	<p>次回資料作成の際の参考とさせていただきたい。</p>
森山委員	<p>事例1に関連して、仮に雇用に係る採用面接だった場合に、聴覚障がい者の方が手話通訳者を派遣してほしいといった相談は、障がい福祉課の担当になるか。ハローワークや労働局の管轄になるか。</p>
事務局	<p>本人から市が派遣事業を委託している埼玉聴覚障害者情報センターに連絡をして依頼してもらう形である。</p>
森山委員	<p>手話通訳者は障がい福祉課で紹介するのか。</p>
事務局	<p>吉川市が派遣事業を行っている埼玉聴覚障害者情報センターに委託をしている。手話通訳者の派遣を希望する聴覚障がい者は、事前に市と埼玉聴覚障害者情報センターの両方に登録してもらい、必要な時は埼玉聴覚障害者情報センターに派遣希望の連絡をしてもらう形となっている。そしてその報告が後日市に来る。</p>
森山委員	<p>派遣の予定は融通が効くものか。</p>
事務局	<p>細かいことはわからないが、何十人の方が派遣手話通訳者として登録されていて、マッチングは埼玉聴覚障害者情報センターの方でやっていただける。</p>
森山委員	<p>県単位で名簿みたいなのがあるということか。</p>

事務局	<p>そうである。市独自で派遣事業を行っているところや、市の社会福祉協議会で派遣の委託を行っているところもあるため、県内の市町村全部が、埼玉聴覚障害者情報センターの派遣事業を利用しているわけではない。</p>
森山委員	<p>雇用面接の際に手話通訳者の派遣を認めるか認めないかという相談が来た場合は、障がい福祉課で対応するのか。それともハローワークや労働局で対応するのか。</p>
事務局	<p>雇用面接の場合だとハローワークや労働局の対応となるかと思う。面接の会場が聴覚障がい者の方も参加を受け入れると具体的に示した上で面接を開いて手話通訳者を派遣しないのは問題かと思うが、一般の面接の中で聴覚障がい者だけが面接を受けたいとなると本人が派遣依頼をするのが筋かと思う。</p>
朝日会長	<p>採用面接の際に企業内の手話ができる方の同席や、企業として手話通訳者の派遣を依頼することもあるかもしれない。聴覚障がい者が自分で手話通訳者を依頼して同席を求めたのにそれを認めないということになると、過度の負担を課さない範囲になるので、その申し出を断ると合理的配慮を否定したということになるが、どのような手立てで手話通訳を要請しようとしたかは雇用面接の合理的配慮には関係がない。</p> <p>公共交通の空白地域で助成している都市計画課のタクシー券と障がい者のタクシー券については、差別ではないように思う。申し出に対する市の担当者の対応について、その対応で良かったのかをこの協議会では吟味していけばよいと思う。</p>
星座副会長	<p>都市計画課のタクシー券は地方公共交通の関係である。移動困難地域に住む高齢者に対してタクシー券が出ている中で障がい福祉課のタクシー券と併用できないというのは差別にあたるのか。</p>
事務局	<p>この件については毎年対象者から意見が出てきている。公共交通の空白地域で生活しているものとして都市計画課からタクシー券をもらって、自分は障がいがあるから障がい者のタクシー券も上乘せされるのが当たり前なのではないかということで、障がい者が他の方と同じ線上にいるというのが差別なのではないかと主張されている。</p>
伴委員	<p>都市計画課のタクシー券と障がい者のタクシー券は全く別の制度。障がい者のタクシー券は40年前からある制度で、最近都市計画課のタクシー券の制度ができた。その制度ができた際に、障がい者のタクシー券を助成されている方については、減算するというルールが設けられた。</p> <p>これらの制度の中で差別解消とは視点が異なるように感じるので、担当課同士で話をしながらどういう取り扱いがいいのかということはいっしょに整理していく必要があると考える。</p>

<p>事務局</p> <p>朝日会長</p>	<p><b>4 その他</b></p> <p>欠席された菊地委員より、昨年度開催した本協議会において話題に挙げた市の人権相談に聴覚障がいの方が申し込まれた際の配慮について、市の人権擁護委員の立場から確認したところ、事前に申し出があれば障がい福祉課と市民参加推進課が調整して手話通訳者の手配が可能であると回答を得たので報告してほしいと報告を受けた。</p> <p>令和6年度は、障がい者差別解消法における合理的配慮の提供が民間事業所に対しても義務化された。直ちに正解というのは難しい部分もあるかと思うが、事例を積み重ねて、色々な考え方を出し合って、建設的に話し合いをすることが求められてくると思うので、この協議会で議論を深めていければと思う。</p> <p><b>5 閉会</b></p>
<p>以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和7年3月31日</p> <p>署名委員 清水 八重子（自署）      署名委員 互 賢一（自署）</p>	